

【ABC 消費者情報 Vol. 142】

◎5月は「消費者月間」です！！

「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月は「消費者月間」とされています。

令和元年度のテーマは

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」です。

この「消費者月間」記念関連事業としまして、下記のとおり講演会を開催しますので、再度ご案内いたします。

◎消費者月間記念講演会受講者募集

■演題・講師 消費者問題の現状と知っておきたい身近な法律
岩井 作太 氏（弁護士）

※ABC 消費者情報 Vol. 141（5月20日配信）で、岩井氏の職業に誤りがありました。
正しくは弁護士です。お詫びして訂正いたします。

■対 象 鹿児島市内に住む人

■日 時 5月29日（水）10:00～11:30

■場 所 市消費生活センター

■応募方法 5月22日（水）までの申込期限ですが、定員に達するまで受付可能です。
「催し名」「住所」「氏名」「年齢」「電話番号」を記入してハガキ、メール、ファクス、または持参してください。

(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/gekkan.html>)

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611